



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

問 こども課(役場1階) ☎823-9227 FAX.823-9627

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。支給対象者の該当要件によって、申請手続きが異なります。くわしくは海田町ホームページで確認してください。

申請締め切り 令和6年2月29日(木)(消印有効)

支給金額 対象児童1人当たり一律5万円



●支給対象者

ひとり親世帯分

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等受給により令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となった人

ひとり親世帯以外分

- ①令和4年度に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を受給している人
- ②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育している人で、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割額が非課税である人と同様の事情にあると認められる人

※各対象の①の人については、5月29日(月)に振り込み済みです。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

問 海田町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金相談窓口
☎823-2650 FAX.823-9627

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得の世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給します。くわしくは海田町ホームページで確認してください。

対象世帯 ①住民税非課税世帯

基準日(令和5年6月1日)時点で海田町に住民票があり、世帯員全員の令和5年度住民税均等割が非課税となっている世帯

※該当世帯には、6月12日(月)に通知しています。

※1月2日(月・祝)以降に転入した世帯については、申請が必要です。

②家計急変世帯

令和5年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯

支給額 1世帯当たり3万円

締め切り 10月31日(火)まで(消印有効)



電話での問い合わせ、または郵送での書類の提出にご協力ください。